

別表七（一）付表五の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第66条の11の4第1項《認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合又は同条第3項の通算法人が同条第1項の規定の適用を受ける場合（同条第3項の規定により読み替えて適用する法第64条の7第5項《欠損金の通算》の規定の適用がある場合に限ります。以下同じです。）に記載します。
 - 2 「投資の額の累計額3」は、措置法規則第22条の12の2第2項《認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例》に規定する特例対象投資累積額として記載された金額を記載します。この場合において次に掲げる場合に該当するときは、その金額からそれぞれ次に定める金額を控除した金額を記載します。
 - (1) 別表七(二)付表五「36の計」に金額の記載がある場合 その記載された金額
 - (2) 措置法第66条の11の4第3項の規定により読み替えて適用する法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 その適用を受ける又は受けた事業年度に係る各特例10年内事業年度（措置法第66条の11の4第4項に規定する特例10年内事業年度をいいます。）ごとにイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額にハに掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額
- イ 別表七(二)付表一「21」の金額
- ロ 法第74条第1項《確定申告》の規定による申告書（以下「当初申告書」といいます。）に添付された別表七(二)付表五「28」の金額（既にその通算法人の法第64条の7第9項の適用事業年度又は他の事業年度について法第64条の5第6項《損益通算》の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合（以下「既に修正申告等があった場合」といいます。）には、その修正申告書又はその更正に係る国税通則法第28条第2項《更正又は決定の手続》に規定する更正通知書のうち、最も新しいもの（以下「直近修正申告書等」といいます。）に基づき別表七(二)付表五「28」の金額として計算される金額）から当初申告書に添付された別表七(二)付表一「5」の金額（既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき別表七(二)付表五「15」の割合（既に修正申告等があった場合には直近修正申告書等に基づき別表七(二)付表五「15」の割合として計算される割合）を乗じて計算した金額を控除した金額
- ハ 当初申告書に添付された別表七(二)付表五「33」の金額（既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき別表七(二)付表五「33」の金額として計算される金額）を当初申告書に添付された別表七(二)付表五「32」の金額（既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき別表七(二)付表五「33」の金額として計算される金額）で除して計算した割合（その割合が1を超える場合には、1）
- 3 「前期以前に特例の適用を受けた金額の累計額4」の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当期前に措置法第66条の11の4第3項の規定の適用を受けた事業年度がある場合には、その適用を受けた事業年度の別表七(二)付表五「7」の金額を含めて記載します。
 - (2) 当期前に措置法第66条の11の4第3項の規定により読み替えて適用する法第64条の7第5項の規定の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度の別表七(二)付表五「36の計」に金額の記載があるときは、その金額を含めて記載します。
 - (3) 当期前に令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の96の2第1項《認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例》の規定の適用を受けた連結事業年度がある場合には、その適用を受けた連結事業年度のその法人に係る

別表七の二付表六「9」の金額を含めて記載します。

4 「特例対象控除未済欠損金額7」の記載に当たっては、次によります。

- (1) 当期以前の事業年度において法第57条第2項《欠損金の繰越し》、令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）57条第6項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》又は令和2年改正法附則第20条第1項《欠損金の繰越しに関する経過措置》の規定の適用を受ける又は受けた場合には、別表七(一)「3」の金額からこれらの規定により欠損金額とみなされた金額（令和2年旧法第57条第6項又は令和2年改正法附則第20条第1項の規定により欠損金額とみなされた金額にあつては、次に掲げる金額に係るものに限ります。）を控除した金額を記載します。

イ 令和2年旧法第81条の9第2項第1号イ《連結欠損金の繰越し》に規定する災害損失欠損金額

ロ 令和2年旧法第81条の9第2項第2号に定める金額

ハ 令和2年6月改正前の令第155条の21第2項《連結欠損金個別帰属額等》の規定により同項に規定する連結欠損金個別帰属発生額に加算された金額（同項第2号に定める金額に限りま

す。）

- (2) 法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の特例》の規定の適用がある欠損金額及び令和2年旧法第58条第1項《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》に規定する災害損失欠損金額は、記載しません。

5 その通算法人が措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける場合における次に掲げる欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。

- (1) 「特例対象控除未済欠損金額7」

別表七(二)付表二「1」に金額の記載がある場合には、その金額を控除して記載します。

- (2) 「特例の適用がない場合の当期控除額8」

「特例の適用がない場合の当期控除額（別表七(二)「2」＋別表七(二)付表二「2」と別表七(二)付表二「3」のうち少ない金額）（マイナスの場合は0）8」として記載します。

- (3) 「損金算入限度超過額11」

「損金算入限度超過額(1)－（別表七(二)付表一「21の計」）－（別表七(二)付表二「16」）－（当該特例事業年度前の(12)）（マイナスの場合は0）11」として記載します。